

中小企業者の資金調達に係る必要・的確な支援に関する意見書（案）

国内経済は、景気回復の兆しが見られるなどと言われているが、GDPの実質成長率（年率）は、平成25年1月から3月期 4.1%、4月から6月期 3.8%、7月から9月期 1.9%と、後退の一途である。安倍首相の経済政策、いわゆるアベノミクスの下で格差が拡大し、中小企業者は、依然として厳しい環境に置かれており、さらに、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の終了が追い打ちをかけている状況にある。

セーフティネット保証制度では、業況が回復しているとされた約4割の業種が除外されており、また、指定業種であっても直近の売上高等が企業認定基準から外れるものもある。いまだ業況が回復していないにもかかわらず、支援が必要な中小企業者が本制度を利用できない事例も生じている。

経営支援への抜本的強化に加え、設備投資を始めとする前向きな事業展開や創業を促進するなど、中小企業者の置かれている環境や経営の実態を詳細に把握し、資金調達に係る支援を必要・的確に行うことが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 中小企業者を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度の対象を全業種にすること。
- 2 中小企業者の新たな資金需要に対応するため、創業関連、設備投資に係る保証限度額の引上げや全部保証など、信用保証制度の充実を図ること。
- 3 中小企業者の資金調達のため、経営支援・事業再生支援の取組の強化など、支援の更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。